

# 令和3年第1回阿武町議会定例会 会議録

## 第 3 号

令和3年3月18日(木曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 11時19分

### 議事日程

開会 令和3年3月18日(水) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第8号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第10 議案第9号 財産の取得について
- 日程第11 議案第10号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)
- 日程第12 議案第11号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第13 議案第12号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第14 議案第13号 令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第15 議案第14号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
- 日程第16 議案第15号 令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第17 議案第16号 令和3年度阿武町一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第21 議案第20号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第22 議案第21号 令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

日程第23 議案第22号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第24 議案第23号 令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第25 発議第1号 阿武町議会会議規則の一部を改正する規則

### **本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員(7名)****議席番号**

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫 拓
3番	伊	藤	敬 久
5番	清	水	教 昭
6番	田	中	敏 雄
7番 副議長	中	野	祥 太 郎
8番 議 長	末	若	憲 二

**欠席議員** なし**欠 員** 1名

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼、おはようございます。ご着席ください。

議員の皆様には、令和3年第1回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。本日の出席議員は、7人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されており、委員長報告、採決及び発議1件の議案説明、質疑、採決です。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、中野祥太郎君、1番、市原 旭君を指名します。

### 日程第2 議案第1号から日程第10 議案第9号

○議長 日程第2、議案第1号から日程第10、議案第9号までの9件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案9件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは、3月12日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案23件のうち、議案第1号から議案第9号までの9件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議に入

りました。2件いずれも慎重審議を行いました。質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。今後、通知カードの再発行がされなくなり マイナンバーカードに切り替わるとされている。国は、マイナンバーカードにどのような機能を付加し利便性向上を目指そうとしているのかという質疑がありました。それに対し、現在、健康保険証機能、税務申告に役立つ年間の医療費の自動集計機能などを付加しようとしている。今後、デジタル庁の創設を期に運転免許証など、更なる利便性を検討していると答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入りました。それに対し、IUターン者に対する奨励金に対し年々改善されている。今回は、リフォームに関するものだ。町外業者を加えた理由として町内の業者が少なくなっているからなのか詳しく知りたいとの質疑がありました。それに対し、平成27年から始めたリフォーム補助金だが、27、28は利用がなかった。平成29年が4件、平成30年が3件、令和元年が3件となっている。町内の建築業者の育成支援も含めて限定していたが、町内業者が減少する中やむを得ないと判断し変更したと答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第6号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号、阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第8号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての審議に入りました。4件いずれも慎重審議を行いました。質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

続きまして、議案第9号、財産の取得についての審議に入りました。それに対し、農用地の購入に対し、路線価は年々変動している。その変動に伴っていないのではと質疑がありました。それに対し、まずは土地を取得し事業を実行して行かなければならない。購入額の基本となるのは、国や県の購入単価であり、それを目安に町の単価を算出していると答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第9号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第1号から議案第9号まで一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第9号まで一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決は1議案ごとお諮りします。

まず、議案第1号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、阿武町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、財産の取得について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第10号から日程第16 議案第15号

○議長 日程第11、議案第10号から日程第16、議案第15号までの6件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第10号から議案第15号までの審議の内容と結果を報告いたします。

議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第7回)の審議に入りました。歳出から質疑をいたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金、自治会総合交付金で、統合自治会は年を追うごとに交付金を減額される決まりがある。宇田郷以外は10年経過してもなかなか統合が進まない。統合に関する進め方に問題があるのではないかと質疑がありました。それに対し、今回の交付金の減額は、各自治会でコロナの影響を受けて事業、あるいは作業を中止されたための減額である。統合については、福賀地区のほとんどの自治会が限界集落であるため、昨年12月に福賀地区で統合に向けての検討会を行っている。4月の自治会長集会後に更に話し合いを進めて行くとの答弁がありました。2目財産管理費、14節工事請負費、本庁(オンライン専用等会議)改修工事について、場所はどこなのか、どのように使われるのか質疑がありました。それに対し、庁舎内には大中小の会議室がある。場所はその中の中会議室と呼んでいる別館の会議室である。ここは、これまで使用頻度があまり高いとは言えない場所であった。現在コロナ禍であり、国や県、関係機関との間でリモートでの会議が日常的に行われるようになってきている。しかしながら、それに対応できる専用の部屋がないため、そういう場所を確保したいということであるとの答弁がありました。7目企画総務費、1節報酬、地域おこし協力隊、集落支援員報酬で、減額理由について質疑がありました。それに対し、赴任時期が予定とずれたこと

により予算に対し差額が発生したとの答弁がありました。又、別途資料により地域おこし協力隊及び集落支援員の現在の業務内容について詳しい説明がありました。又、現在、都市部の人口流失といったことが話題となっている。今後の協力隊、支援員の増員はされるのかといった質疑がありました。それに対し、配置先の地域で活気に繋がっていると感じている。各自それぞれにミッションを与えてある。今後もそういったミッションがあればそれに対応すべく配置したいと考えていると答弁がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健事業費、17節備品購入費、訪問車両について2台の車両の利用目的について質疑がありました。それに対し、いずれも軽自動車では保健師の訪問活動に使用するとの答弁がありました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業政策費、18節負担金補助及び交付金、やまぐち米次年度生産応援事業補助金及び阿武町水稻次年度作付支援事業補助金、県の事業なのか再度説明を求めるとの質疑がありました。それに対し、別途資料を用いて詳しい説明がありました。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費、各14節工事請負費、各校洗面所等水栓取替工事、コロナ禍の中で、部品調達が大変困難な状況ではないかとの質疑がありました。それに対し、阿武小では全56カ所、内センサー式が38カ所、自閉式が18カ所、福賀小は全40カ所、内センサー式が27カ所、自閉式が13カ所、阿武中が全41カ所、内センサー式が29カ所、自閉式が12カ所としている。特別教室の一部では交換が出来ないものもある。工期は年度内を予定しているとの答弁がありました。

続いて、歳入及び繰越明許費について質疑に入りました。

繰越明許費、7款商工費、1項商工費、2目観光費、観光看板設置事業について、どのような看板なのか、場所はどこかといった質疑がありました。それに対し、この事業は、新型コロナウイルス対策の交付金を使って行う予定にし

ていた。まちの縁側事業の整備計画が新型コロナの影響を受けて遅れている。場所は、町内の名勝になろうかと思っていると答弁がありました。又、地域から看板設置を希望されるようなことになれば地域が更にその場所を守ろうといった気運が高まると思うという質疑がありました。それに対し、地元の意見をしっかり取り入れたものにしていきたいと考えているとの答弁がありました。その他 質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）、議案第12号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第4回）、議案第13号、令和2年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）、議案第14号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）、議案第15号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）の5件、いずれも慎重審議を行いました。質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第10号から議案第15号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は議案第10号から議案第15号まで一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第10号から議案第15号まで一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認めます。これより採決に入ります。採決の方法は挙手により一括して行います。お諮りします。議案第10号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第7回）から議案第15号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会

計補正予算(第2回)までの6件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第10号から議案第15号までの6件については委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第17 議案第16号から日程第24 議案第23号

○議長 日程第17、議案第16号から日程第24、議案第23号までの8件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案8件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第16号から議案第23号までの審議の内容と結果を報告いたします。

議案第16号、令和3年度阿武町一般会計予算、の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑をいたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費、通信運搬費に関連し、行政から依頼を受ける提出書類について返信用の封筒、切手などの措置がされていないものが多い。又、今後は電子メールなどの利用も検討されないかといった質疑がありました。それに対し、承諾書のような行政サイドの一方的な依頼によるものであれば返信用の処置を取っていると認識であった。指摘を真摯に受け再度確認する。合わせて電子メールについても今後検討し返答するとの答弁がありました。2目財産管理費、12節委託料、公共施設等個別施設計画策定業務委託料、これは、みどり保育園或いは道の駅に関する委託料であると理解しているが、その内容について詳しく知りたいとの質疑がありました。それに対し、不特定多数の方が利用する公共施設については、国

の指示で個別施設計画を作成する義務が発生する。ちなみに本年の対象は、農村環境改善センター、文化ホール、体育センター、阿武小学校、給食室（センター）、阿武中学校屋外運動場、清ヶ浜清光苑、福賀小学校、みどり保育園（分園）、福賀診療所、いらお苑、福賀支所、ふれあい体育館、ひだまりの里、宇田郷支所としている。施設の長寿命化を目的とした調査なのでプロに任せる内容となっている。それを受けて公共施設等総合管理計画の改訂版を策定することになるのだが、これも専門家でなければ出来ない内容であるとの答弁がありました。8目企画振興費、13節使用料及び賃借料、新田水道利用料（お試し住宅） に関し、お試し住宅の利用状況について質疑がありました。それに対し、昨年、1 / 4 worksで2名が利用した。5月18日から8月30日までの利用があったと答弁がありました。11目交通安全対策費、7節報償費、運転免許返納者報償費で、運転免許返納者の実績と報償品について質疑がありました。返納者は10名、昨年は9名、その前は5名。要項に応じて山口県共通バスカード、阿武町コミュニティワゴン回数券、道の駅日本海温泉鹿島の湯の回数券、各5,000円分を贈呈していると答弁がありました。12目まち・ひと・しごと創生特別事業費、12節委託料、阿武町版総合戦略推進事業委託料で、町の事業をするのに委託せずとも職員で行えばよいのではという質疑がありました。それに対し、誤解があるようだが3ヶ年で行っている地方創生事業、新たなしごと創出事業、まちの縁側事業である。新たなしごとについては、自伐型林業、魚の価値向上、販路の拡大を行って来ている。元請けとしてはSTAGEに事業推進、コーディネートを委託している。その先に林業関係であれば、津和野の「やもり」が技術指導等を行っている。水産業は、上田勝彦氏によって漁師或いは食改に技術指導、テストマーケティング、市場の開拓をしている。まちの縁側事業についても元請けとしてSTAGEにコーディネートを業務委託している。ジオカフェなど空間デザイン展示施設も委託している。その先にスノーピークの専門的

支援、人材育成、広報の委託もしている。今年度は、カフェ、レストランについても係わって来ると考えているが阿武町にこだわった食材開発に取り組みたい。行政だけで専門分野のハンドリングは非常に難しい。又、今やろうとしているもののクオリティを見ると素人に出来るものではないと感じている。だからと言って任せきりではなくヒヤリングし、担当課でチェックもしていると答弁がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金、飲用井戸等整備補助金について、新設の補助と説明があつたが詳しく知りたいとの質疑がありました。それに対し、各地域の簡易水道に接続出来ないご家庭を対象としている。現実として沢水を利用されているなど飲料水の確保に難のあるご家庭もある。実施要項は、これから作成して行くといった答弁がありました。5目保健事業費、12節委託料、個別予防接種委託料及び別途資料概要の高齢者インフルエンザ予防接種助成事業について質疑がありました。75歳以上は全額助成だが、65歳以上は一部自己負担となっている。合わせて子どもたちへの任意予防接種も半額補助に留まっているが、いずれも無料を検討されないか。それに対し、そもそも罹患すると重症化し命に関わる危険性が高いといった考え方から事業を始めた。今後一つの課題として様子を見ながら、将来的に新たな財源が確保されれば検討するが、直ちには難しいといった答弁がありました。2項清掃費、1目塵芥処理費、12節委託料、塵芥収集・資源ごみ等リサイクル業務委託料で、子ども議会でも触れられたが、多種多様な分別が求められている。見やすく分かり易いものに改定して欲しいと質疑がありました。それに対し、早急といったことにはならないが課内でよく検討し分かり易いものにしていきたいといった答弁がありました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業政策費、12節委託料、農業生産力等機能強化事業委託料で、昨年度キウイフルーツ農場整備について計画があつ

たと思うが、今後の展開について質疑がありました。それに対し、令和2年度で測量など基本的なものが終了し事業計画書が出来る。それを受けて3年度には国のヒヤリングを受ける。その後は、中間管理機構が県に依頼し事業報告を立ち上げる。予定では、令和4年度に事業採択を受けて自主設計に入り、令和9年度を事業完了予定としていると答弁がありました。18節負担金補助及び交付金、有害鳥獣対策事業補助金で、自家用野菜、家庭菜園は該当にならないか、農作物を育てそれを猿などの被害に遭うことで、特に高齢者はやりがいを失ってしまう。補助対象とならないかといった質疑がありました。それに対し、基本的に農業、農家を守るといった趣旨の補助金であるため、販売高20万円以上の農家を対象としていると答弁がありました。3項水産業費、1目水産業政策費、18節負担金補助及び交付金、種苗放流等事業補助金で、磯焼けという海の問題が発生している。昔は、わかめ、もずくなど海藻がふんだんにあった。種苗放流はそういった問題に対応するのかと質疑がありました。それに対し、種苗放流等事業は、漁協の要望を受けて行うアワビ、キジハタの放流に対する補助である。したがって磯焼けの対策ではない。磯焼けは、温暖化による海水温の上昇、河川の水質環境の変化、ガンガゼの増殖などが考えられる。他の補助でガンガゼ駆除に対する補助も行っていると答弁がありました。6目漁港建設費、14節工事請負費、阿武地区漁港機能保全工事で、昨年の台風で高潮になり漂流物が打ち上げられたそういったことを汲み取った保全工事なのかと質疑がありました。それに対し、尾無地区のスラリーアイス製造施設裏であり、昨年の台風で冠水した用地護岸であると、別途図面資料を用いて詳しい説明、答弁がありました。

7款商工費、1項商工費、1目商工政策費、7節報償費、事業承継奨励金で、町内で該当する業者はどのくらいあるのか。又、見ているだけではなくマッチングさせていくなどの働きかけをするべきではないかと質疑がありました。そ

れに対し、経済センサスで商工業者の数は158件である。令和2年度においてこの奨励金を活用された案件は2件である。阿武町では、1業種少数であるために無くなると住民の生活が不自由になるとされる事業者が10件程度ある。まづもっては、主体とし商工会或いは金融関係各位がサポートされるべきであろうが、町も出来る事を協力していこうと考えているとの答弁がありました。

3目道の駅産業振興費について、今後、レストラン経営を(株)あぶクリエイションがするとされたが、素人にレストラン経営は正直難しいと懸念するがと質疑がありました。それに対し、阿武町の道の駅であるから阿武町にこだわり阿武町を前面に経営して行くべきである。テナントではなく、直営であるべきであろうと熟慮し結論を出した。近年、経営の立て直しを図り黒字経営となって来た。次に行うのは組織文化であろうと思う。支配人もスタッフも揃って来た。折角の阿武町の新鮮な食材、地産地消を生かしていきたいという答弁がありました。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目橋梁費、14節工事請負費、橋梁補修工事その他工事で、千歳橋の件だが、工事が終わったと思えば又始まるを繰り返している。いつまでかかるのかこれほどの予算がかかれば新規に架け替えた方が安価ではないかといった質疑がありました。それに対し、予算が高額で複数年かかってしまった。新規に架け替えるとなると橋脚を高くする必要があるが、川の両脇に民家が密集しており予算も膨大となるため現実性がないとの答弁がありました。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、7節報償費、歯みがき指導者謝金、これまで歯みがき指導をされて来ているが虫歯の実態を知りたいとの質疑がありました。それに対し、令和元年度の1人当たりの虫歯本数ですが、小学校県平均が0.3本に対し、阿武小学校が0.08本、福賀小学校が0本で虫歯の児童がいない、県内トップである。中学校では県平均0.94本に対し、阿武中が0.39

本で、これも又県内トップであるとの答弁がありました。13節使用料及び賃借料、教育用コンピュータ使用料で、児童生徒にタブレットを配布するということが、懸念することは目の健康或いは家庭環境によって格差が生まれるのではと質疑がありました。それに対し、学校において使用するにあたり教師に研修を行った。時間などを定め目に負担がないように指導していく。又、タブレットは、私的なアプリ、ソフトなどはインストール出来なくなっているといった答弁がありました。3目給食センター費について、給食費免除といったことが話題であるが阿武町で可能かと質疑がありました。それに対し、周辺の状況を鑑みるが追従するだけであればキリが無い。選択と集中ということになる。やるともやらないとも言えないといった答弁がありました。

続いて 歳入の質疑に入りました。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で質疑がありましたが、適切な答弁がありました。

その他 質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算、の審議に入りました。歳入、歳出一括で質疑を受けました。

5款保健事業費、1項保健事業費、2目疾病予防費、12節日帰り人間ドックで、高齢化が進み脳ドックを受けられる方もいらっしゃると思うが実績を知りたい、早期発見早期治療が大切だと質疑がありました。それに対し、3月9日現在で9名の方が受診されている。受診者が少なく感じられるかと思うが、周辺で脳ドックを実施している病院が3カ所と限られていることが要因としてあげられると答弁がありました。

他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算、議案第19号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第20号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算、議案第21号、令和3年度阿武町

簡易水道事業特別会計予算、議案第22号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の5件は、慎重審議を行いました。特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第16号から議案第23号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は議案第16号から議案第23号まで一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第16号から議案第23号まで一括して行います。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決の方法は挙手により、1議案ごとお諮りします。

まず、議案第16号、令和3年度阿武町一般会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第21号は委員長報告

のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第25 発議第1号

○議長 日程第25、発議第1号、阿武町議会会議規則の一部を改正する規則、を議題とします。本件について主旨説明を求めます。2番、池田倫拓君。

○2番 池田倫拓 発議第1号、阿武町議会 会議規則の一部を改正する規則、について主旨説明を行います。本案件は、本年2月9日に全国町村議会都道府県会長会において(標準)町村議会会議規則の一部を改正することが決定されたことに伴い、阿武町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備すると共に出産

については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

又、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

合わせて、議会における表決について、現行の規則には挙手による表決の規定が明記されていなかったため、表決の方法に「挙手」を加えるものです。

議員各位におかれましては、主旨をご理解の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。以上で主旨説明を終わります。

○議長 以上で、主旨説明を終わります。続いて、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。発議第1号、阿武町議会会議規則の一部を改正する規則、について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩をします。資料を持って委員会室へ移動をお願いします。10分休憩して全員協議会は10時05分から行います。

休 憩 9時56分

この間、全員協議会

再 開 11時09分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 令和3年第1回阿武町議会定例会の閉会にあたり、又、特別なことがない限り私の今期任期の最後の議会となりますので、議員各位に感謝とお礼のご挨拶を申し述べさせていただきます。

まずは、議員各位におかれましては、今期議会定例会にご提案申し上げました令和3年度当初予算を含む各議案等につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、何れも原案通りご可決いただきました。誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。特に、今回の一般会計補正予算につきましては、繰り越しも多いわけではありますが、新型コロナについて、日本国内においてようやく始まったワクチン接種に関するもの、又、コロナ対策全般に関する各種の直接的な対策、更に影響を受けている事業者への経済対策等について、阿武町の実情に配慮した予算とさせていただいたところであります。又一方で、令和3年度当初予算におきましては、コロナ対策は当然のことではありますが、町の活性化の源となる農林水産業、或いは商工業につきましても、後継者対策や事業継承について、町独自の対策も鋭意講じさせていただいたところあります。又、現在進めております大型プロジェクトの「まちの縁側拠点整備事業」につきましても、ハード面の整備はもとより、阿武町版DMOや体験コンテンツ等の造成を通じて、町内全域への展開もしっかりと進めて参りたいと思っております。そして、又これら講じた対策につきましては、しっかりと町民の皆様にお伝えし、ぜひこれらの対策を有効活用していただき、コロナ禍の難局を乗り切ると共に、これからの町の活性化に繋げて行けたらと思っております。

こうした中、私の今期任期は、来月4月30日まででありますので、ここで、改めてこの約4年間を振り返ってみますと、この間、私は「チェンジ、チャレンジ打てば響く町民の一人ひとりにより添うまちづくり」をキャッチフレーズ

に、子育て支援や若者定住対策はもとより、第1次産業の振興と担い手対策、既存事業者の事業継承や企業誘致等による雇用の創出等についても取り組んで参りました。又一方でご案内のとおり、就任後間もなく起こりました、町を揺るがすイージス・アショアの問題につきましても、私にとっても大変な試練でありましたが、町民と議会、そして首長である私とのこの三者が心を一つにして反対運動を展開し、巨大な象に小さな蟻が戦いを挑む様な状況でありましたが、正に誰も想像しなかった奇跡が起こり、白紙撤回となったところであります。大義と大義のぶつかり合いの中で、町民を信じ、自分の大義を信じて「ぶれない」ことの大切さを学ばせていただきました。こうした中、私は、この4年間に播いた種、積み上げた成果を更に大きく確実なものとするため、昨年12月議会定例会の場をお借りし、次期町長選挙への立候補を表明させていただきましたが、やるべきこと、或いはやらなければならないことは山ほどあります。当選を果たすことが出来ましたら、議員各位と、しっかりと、又、これまで以上に連携して住民の福祉と町の発展の為に精一杯努力する所存であります。

改めまして、議員各位に対し、この4年間のご厚情に感謝申し上げますと共に、今後の各位のご健勝、ご多幸、更にご活躍を心から祈念申し上げ、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方からも一言挨拶を申し上げます。

3月2日から始まりました令和3年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。本日、令和3年度一般会計予算並びに7つの特別会計予算が可決されました。これから1年間この予算によって阿武町の町づくり

を進めていくわけですが、各計画に基づきそれぞれの施策が図られることと思  
いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算  
執行に取り組んでいただきたいと思ひます。我々議会といたしましては、執行  
部の予算執行にも十分目配り・チェックをしていきたいと思ひます。又、今後  
も厳しい財政状況は続くと思われまひすし、又、少子高齢化・人口減少など諸問  
題が山積してまひます。しかし、その中で我々は地方創生をしっかりと成し遂げて  
いかなければなりません。「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町 阿武  
町」「選ばれる町 阿武町」を次の世代に繋ぐためにも、しっかりと町づくり  
をしていかななくてはと思ひするところだす。議員各位におかれまひても、しっかりと  
ご尽力賜りまひすようお願いいたしまひます。一方、まだまだ新型コロナウイルス  
は終息の気配を見せてまひません。全国で感染者が減ってまひまひますが、ここ  
にきて下げ止まりの気配でありまひます。又、1都3県の首都圏では、ここ数日増  
加の気配もを見せてまひます。まだまだ、コロナ禍の中の新しい生活スタイルは続  
くものと思われまひます。我々個人もししっかりと対応していかなければならな  
いと思ひまひます。そして、来月には、先ほど町長からも話がありまひました町長選挙が行わ  
れまひます。又、それと同じくして議会議員の補欠選挙が行われまひます。次回の議会  
からは議員定数の8人によって、議会運営を行うこととなりまひます。新しく議員  
に当選された方には、一日も早く議会になじんでいただくことを願ってまひまひます。

結びに、皆様方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げまひして、甚だ簡単で  
はございまひますが、令和3年第1回阿武町議会定例会の閉会のご挨拶といたしまひまひます。

以上で、3月2日から本日までの17日間の全日程を終了しまひました。

これにて、令和3年第1回阿武町議会定例会を閉会しまひまひます。

全員ご起立をお願いしまひまひます。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎

阿武町議会議員 市 原 旭